

ナショナルプリカカード利用規約

第1条（目的）

本規約は、株式会社スーパーナショナル（以下「当社」という）が発行する電子マネーサービス（以下「ナショナルプリカ」という）のご利用について規定するもので、ナショナルプリカカードの利用者（以下「お客様」という）は本規約に従ってお取引いただくものとします。

第2条（定義）

- 本規約における次の用語は、以下の通り定義するものとします。
- (1) ナショナルプリカとは、当社が発行した電子マネーカードを介して、所定のサーバーに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
 - (2) ナショナルプリカサービスとは、お客様が当社に対し、物品、サービス、権利、ソフトウェア等の商品（以下「商品等」という）の対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりナショナルプリカカードにチャージされたナショナルプリカ電子マネーを利用することで、当社から商品等の購入または提供を受けることができるサービスをいいます。
 - (3) ナショナルプリカ機能とは、ナショナルプリカサービスを受けられる機能のことをいいます。
 - (4) ナショナルプリカカードとは、お客様がナショナルプリカ電子マネーを管理および利用するためのカードで、本規約末尾に記載されているナショナルプリカマークを付したカードをいいます。
 - (5) お客様とは、本規約を承認の上、該当ナショナルプリカカードを利用される方をいいます。
 - (6) チャージとは、第4条に定める方法により、お客様がナショナルプリカカードにナショナルプリカ電子マネーを加算することをいいます。
 - (7) ナショナルプリカ残高とは、お客様が利用可能なナショナルプリカ電子マネーの金額をいいます。

第3条（ナショナルプリカカード発行手数料）

- (1) お客様はナショナルプリカカードの発行に伴い当社所定の発行手数料を支払うものとします。
- (2) 当社は理由の如何を問わず、支払われた発行手数料はお返ししません。

第4条（チャージ）

お客様はナショナルプリカマークの掲示された当社所定の場所、方法にてナショナルプリカカードに1,000円単位で繰り返しチャージできるものとします。1回当たりのチャージ額は1,000円以上40,000円までとし、1枚のナショナルプリカカードに対して90,000円までチャージできるものとします。また、上記金額に加えて、次のとおりカードに金額を付与できるものとします（以下、付与する金額を「プレミアム」という）。プレミアムは当社のキャンペーン等でお客様のチャージ金額等に応じて当社が付与する場合があります。プレミアムは1枚のナショナルプリカカードに対して10,000円以下と致します。1枚のナショナルプリカカードに蓄積できる上限額はプレミアムを含め100,000円です。

第5条（ナショナルプリカサービスの利用）

- (1) お客様は当社でナショナルプリカサービスを利用して商品等の購入または提供を受けることができるものとします。ただし、商品券その他の金券類、ゴミ券、宅配便、お届け便、その他当社が別途定める一部商品について、利用が制限される場合があります。
- (2) お客様が当社でナショナルプリカサービスを利用して商品等の購入または提供を受ける場合、ナショナルプリカ残高から商品購入または提供額合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額をお支払いいただいた場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) お客様は当社において、商品等の購入または提供を受ける場合、当社の定める方法により、現金その他の支払方法とナショナルプリカ電子マネーを併用することができるものとします。ナショナルプリカ残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、お客様はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- (4) お客様が当社において商品等の購入または提供を受ける場合に、利用できるナショナルプリカカードの枚数は1枚に限りま

- (5) お客様はナショナルプリカサービスを利用した場合には、交付するレシート等に印字して表示されるナショナルプリカ残高を照会し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、お客様は当該ナショナルプリカ残高について誤りがないことを了承したものとします。

第6条（ナショナルプリカ残高）

ナショナルプリカ残高はナショナルプリカサービス利用時のレシート、チャージ機、当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第7条（ナショナルプリカ資格の有効期限、利用資格喪失後の残高取扱）

- (1) お客様は最後にナショナルプリカサービスを利用した日、または最後にチャージした日から3年後をもって自動的にナショナルプリカカードの利用が出来なくなります。また、ナショナルプリカカードは残高の有無によらず無効となり、残高の払い戻しはありません。
- (2) 最後にナショナルプリカサービスを利用した日、および最後にチャージした日は当社ホームページ、本規約末尾に記載のご相談窓口へのお問合せにて照会することができるものとします。電話料金及びインターネット利用代金はお客様のご負担となります。

第8条（ナショナルプリカ電子マネーの合算）

お客様は当社が認めた場合を除き、ナショナルプリカ電子マネーを他のナショナルプリカカードに合算及び移行することはできないものとします。

第9条（ナショナルプリカサービスの利用ができない場合）

- お客様は次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすること、ナショナルプリカサービスを利用すること、ならびにナショナルプリカ残高の照会をすることができない事をあらかじめ承諾するものとします。
- (1) 当社がナショナルプリカサービスを提供するシステムに故障が生じた場合、およびシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - (2) ナショナルプリカカードの破損、または当社の機器の故障、停電、その他の事由による使用不能の場合。
 - (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第10条（換金等不可）

第16条の場合を除きナショナルプリカ電子マネーの換金または現金の払戻しはできないものとします。

第11条（ナショナルプリカカードの破損、汚損、磁気不良時の再発行等）

当社が認めてナショナルプリカカードが再発行された場合、当社所定の方法で照会されたナショナルプリカ残高は再発行されたナショナルプリカカードに引き継がれるものとします。この場合、お客様に第3条に定める発行手数料をお支払いいただく場合があります。

第12条（ナショナルプリカカードの紛失、盗難等）

ナショナルプリカカードの紛失、盗難、その他の事由によりナショナルプリカ未使用残高が消失した場合、又は第三者に不正使用されたことにより損害が生じた場合であっても、当社の故意または重過失による場合を除き、当社はその責任を負いません。

第13条（不正使用等の禁止）

お客様はナショナルプリカカードの偽造、変造、改ざん、その他の不正な方法による使用をすることはできません。また他人への貸与、譲渡もできません。お客様が本規約に違反された場合、当社はそのお客様に対しナショナルプリカサービスを終了できるものとします。

第14条（当社との紛議）

- (1) お客様がナショナルプリカサービスを利用して購入または提供を受けた商

品等について、返品、瑕疵、欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、お客様と当社との間で解決するものとします。

- (2) 前項の場合においても、お客様は当社に対しナショナルプリカ電子マネーの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第15条（規約の変更）

- (1) 当社は当社所定の方法により事前にお客様に対して変更内容を知り、ること、本約款を変更することができるものとします。また、当該告知後、お客様がチャージ、ナショナルプリカサービスを利用した商品等の購入、ナショナルプリカ残高の照会をした場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。
- (2) 前項の告知がなされた後、お客様がナショナルプリカカードを使用することなく1ヵ月が経過した場合には、当社はお客様が当該変更内容を承諾したものとみなします。

第16条（ナショナルプリカサービスの終了）

- (1) 当社は次のいずれかの場合には、お客様に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、ナショナルプリカサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ① 社会情勢の変化
 - ② 法令の改廃
 - ③ その他、当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 前項の場合、法令に基づきお客様は当社の定める方法により、ナショナルプリカ残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから法律で定められた一定期間を経過した場合には、お客様は当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく承諾するものとします。

第17条（制限責任）

第9条に定める理由およびその他の理由により、お客様がナショナルプリカサービスを利用することができないことで当該お客様に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重過失による場合を除きます。ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。）

第18条（業務委託）

当社は本規約に基づくナショナルプリカサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第19条（合意管轄裁判所）

お客様は本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

【ナショナルプリカカードに付されるナショナルプリカマーク】

ナショナルプリカ

【ご相談窓口】

ナショナルプリカ電子マネーに関するお問合せ、ご相談等は下記までご連絡ください。

<カードに関するお問合せ先>

株式会社スーパーナショナル
〒551-0003 大阪市大正区千島3-11-8
TEL：06-6553-7550 10時～18時まで（年始は除く）

<ナショナルプリカカード専用ホームページ>

<http://www.supernational.co.jp/preca/>